

議案第78号

甲府市保健所関係手数料条例及び甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する
条例制定について

甲府市保健所関係手数料条例及び甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和5年9月5日提出

甲府市長 樋口雄一

甲府市保健所関係手数料条例及び甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する
条例

(甲府市保健所関係手数料条例の一部改正)

第1条 甲府市保健所関係手数料条例(平成30年12月条例第35号)の一部を
次のように改正する。

別表第40号中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条
の4第1項」に改める。

(甲府市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 甲府市旅館業法施行条例(平成30年12月条例第39号)の一部を次の
ように改正する。

第3条第1項及び第4条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項
及び第3条の4第3項」に改める。

第6条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図る
ための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日又は
はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市保健所関係手数料条例別表の規定は、この

条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の許可を受けた者の地位の承継に関する新たな事務に係る手数料を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。